

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	総合計画の進行管理事業			事業コード	39
所属コード	123000	課等名	企画調整課	係名	計画係
課長名	古舘 和好	担当者名	富手 真一	内線番号	3816
評価分類	☐ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☒ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	計画行政の推進	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 6 目 総合計画策定事務（001-02）			
特記事項 (H26)	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等 (H26)	地方自治法第 2 条第 4 項（～H23. 7）			

(2) 事務事業の概要

基本構想と実施計画からなる「盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡～」の進行管理を行う。実施計画は、「財政見通し」、「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」との整合を図りながら、毎年度、向こう 3 か年の計画を策定する。

基本構想：どのようなまちを目指していくのかを示し、実現するための行政経営の理念を明らかにするもの

実施計画：主要な事務事業を施策体系別に示し、効果的かつ効率的な行財政運営のもとで、基本構想に定める将来像を具体化するもの

併せて、盛岡市・玉山村新市建設計画（以下「新市建設計画」という。）の主要事業、盛岡市・都南村合併建設計画（以下「合併建設計画」という。）の未完了事業についても実施計画に包含し、毎年度、未完了事業の進捗状況を把握しながら計画の達成に向けた進行管理を行う。

また、16 年度に策定した総合計画の計画期間が 26 年度で終了することから、社会情勢の変化などを見据え、長期的な観点にたった、市のまちづくりの指針となる 27 年度からの総合計画の策定を進めた。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

長期計画であることから生じる総合計画の硬直化を避け、住民ニーズや財政状況に柔軟に対応し、高い実効性を確保するために、毎年度、向こう 3 年間の実施計画を策定している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3) からどう変化したか。

人口減少や少子高齢化社会の進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、社会経済情勢の変化を踏まえ、「選ばれるまち」を目指した施策展開を進めている。

また、市税の減少、耐震改修事業や国民体育大会開催関連スポーツ施設の整備などの大型建

設事業が続くことから、事業費の抑制に努めるとともに、行政評価との連動により経営資源を有効活用することにより、事務事業を進めていく上での更なる効率化が求められている。

平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の必置根拠が削除された。基本構想はまちづくりの理念や目指す将来像を定め、市町村のすべての計画・事務を統制するものとして最上位の構想に位置づけられてきた経緯があり、引き続き市政運営の基軸として基本構想、総合計画が必要であることから、基本構想については、引き続き議決を経て策定するものとし、当該議決の根拠となる「盛岡市総合計画条例」（地方自治法第96条第2項の規定による条例）を25年3月27日に制定した。

新市建設計画については、議会（19年9月、12月、20年3月、21年3月、12月、22年9月、23年12月、24年3月、26年12月）において、総合計画での位置付けや事業の具体的な進捗状況についての質問が出されている。また、合併建設計画についても、議会（21年3月、12月、22年9月、24年3月、25年3月）において、未着手事業の見通し及び進捗状況について質問が出されている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

盛岡市総合計画実施計画、合併建設計画、新市建設計画

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 実施計画の主要事業数	事業	174	175	173	172	172
B 新市建設計画の主要事業数（ハード事業）	事業	94	94	96	96	96
C 合併建設計画の事業数	事業	136	136	136	136	136

（3）26年度に実施した主な活動・手順

- ① 新しい総合計画（基本構想及び実施計画27～29年度）の策定
- ② 実施計画25年度実績の取りまとめ
- ③ 新市建設計画の進捗状況管理及び合併建設計画未完了事業の把握

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 実施計画の策定に係る協議回数（ヒアリング回数、審議会開催数、委員会開催数、部内協議回数）	回	30	37	33	30	39
B 新市建設計画の着手事業総数	事業	71	76	82	83	83
C 合併建設計画の未着手事業総数	事業	19	17	15	15	15

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

実施計画が市政運営の基軸となり得るよう高い実効性の保持に努める。また、新市建設計画及び合併建設計画について計画の達成に向けて、未着手事業や実施が遅れている事業の進行管理を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 実施計画において、計画どおりに完了した事業の割合	□上げる □下げる ■維持	%	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
B 新市建設計画主要事業の着手率（ハード事業）	■上げる □下げる □維持	%	75.5	80.9	85.4	86.5	86.5
C 合併建設計画の未着手事業率	□上げる ■下げる □維持	%	14.0	12.5	11.0	11.0	11.0

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	853	1,071	4,156	6,390	5,775
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	853	1,071	4,156	6,390	5,775
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	892	957	997	997	1,083
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	3,568	3,828	3,988	3,988	4,332
計	トータルコスト A+B	千円	4,421	4,899	8,144	10,378	10,107
備考							

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 有効性評価（成果の向上余地）

総合計画の実効性を高めるため平成23年度から総合計画主要事業の事業規模の調整を当課で行うなど進行管理を強化したが、今後は、行政課題を的確に捉えながら、新しい総合計画のもと、限られた資源の有効配分を更に徹底していく必要がある。

また、新市建設計画及び合併建設計画の未着手事業や実施が遅れている事業の課題等を整理する必要がある。

(2) 効率性評価

総合計画書の作成（製本）に当たっては、既に計画書を内部印刷することでコストの縮減に取り組んでおり、これ以上の削減は困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	信頼される市政の確立	コード	104
	小施策（推進項目）	公正な行政事務の確保	コード	3

（2）改革改善の方向性

各種事業の進捗状況や新たに実施する事業に関する評価・検討を行い、より実効的な実施計画を策定する。

なお、新しい総合計画では、重点的・施策横断的に取り組む必要のある課題に対応するため、新たに「戦略プロジェクト」を位置付け事業展開することとしている。

新市建設計画及び合併建設計画の未着手事業や実施が遅れている事業については、早期の実施に努めるとともに、社会情勢の変化等により、実施が困難になっている事業については、整備手法の見直しなどを行うこととしている。

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

① 厳しい行財政の下で実効性の高い実施計画を策定する必要があること。

市税の減少等により歳入が減少する一方、扶助費の伸びや国民体育大会開催関連施設の整備などによる歳出の増加により、今後も厳しい行財政運営が予想される。このことを踏まえ、社会経済情勢を的確に捉えつつ、各事業の緊急度、優先度、事業効果等の検証を行いながら、施策の目標達成に向けた計画を策定する。

② 新市建設計画及び合併建設計画未着手事業や実施が遅れている事業について、計画策定時と実施環境が変化しているものがあること。

未着手事業の現状と課題を把握し、課題解決策を検討するとともに、事業の手法についても検討するなど事業の実施に向けた取組を進める。

また、24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、新市建設計画の期間を10年間延長することが可能となったことから、計画の変更など併せて検討を進める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

平成27年度を初年度とする新たな総合計画を円滑に推進していくことが求められる。

行政評価と連動させるとともに、実施計画に位置づけた各施策の主要事業、戦略プロジェクト事業について、適切な進行管理に努めていく。

新しい総合計画の下での事業評価のあり方も課題となっているので、関係課と協議を進める。